

平成30年度第3回 野田市都市計画審議会次第

日時 平成31年2月22日（金）
午前10時から

場所 市役所高層棟8階大会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 事

議案第1号 野田市市街化調整区域における地区計画運用基準の策定について
(諮問)

議案第2号 野田都市計画用途地域の変更について(付議)

議案第3号 野田都市計画高度地区の変更について(付議)

議案第4号 野田都市計画防火地域及び準防火地域の変更について(付議)

4 そ の 他

5 閉 会

議案第 1 号

野田市市街化調整区域における地区計画運用基準の策定について(諮問)



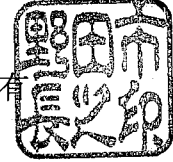
野 都 都 第 3 3 4 号

平成31年 2月14日

野田市都市計画審議会

会長 石 井 武 様

野田市長 鈴木 有



野田市市街化調整区域における地区計画運用基準の策定
について（諮問）

野田市市街化調整区域における地区計画運用基準の策定について、
貴審議会の意見を求めます。



野 都 審 第 4 号

平成31年2月22日

野田市長 鈴木 有 様

野田市都市計画審議会

会長 石 井



野田市市街化調整区域における地区計画運用基準の策定に
ついて（答申）

平成31年2月14日付け野都都第334号で諮問のありましたこの
ことについては、下記のとおり答申します。

記

異議ありません。

**野田市市街化調整区域における地区計画運用基準（素案）
パブリック・コメント手続の概要**

1 政策等の題名

野田市市街化調整区域における地区計画運用基準（素案）

2 意見の募集期間

平成30年11月7日（水曜日）から平成30年12月6日（木曜日）まで

3 意見の募集結果

①提出者数・意見数	2人	5件
②提出方法	直接持参	0人 0件
	郵送	1人 4件
	FAX	1人 1件
	Eメール	0人 0件
③政策等に反映した意見		2件

4 パブリックコメントで出された意見および市の考え方

No.	運用基準 ページ	運用基準(素案)記載内容	意見の概要(公表箇所)	市の考え方(公表箇所)	案の修正 (公表箇所)
1	7,17	土地利用方針図 地区別方針図（川間地区）	市道船形吉春線は計画では一直線でしたが、外郭環状道路図の整備開 通した路線図に修正しては。	素案に添付した図面は都市マスタープランに掲載した図面から必要 のないゴルフ場、公共施設の印等を除き図面に合う凡例を加えた もので、基本的な部分を変えていません。このため素案の修正 はいたしません。	修正無し
2	9	3 市街化調整区域における地区計画運用基準 （2）地区計画の類型 幹線道路沿道整備型 「市内の国道16号、県道我孫子関宿線（一部の区 間）、結城野田線（一部の区間）及び都市計画道路今 上木野崎線（一部の区間）は、千葉県開発審査会提案 基準における指定路線となっており、物流施設等の流 通業務施設が立地可能となっています。 これらの沿道については、地区計画の策定により広域 交通の特性を活かし、流通業務施設や沿道施設、観光 振興施設等の立地を誘導することで、広域幹線道路の 沿道に相応しい土地利用を図ります。」	千葉県開発審査会提案基準「大規模な流通業務施設及び特定流通業務 施設」では、指定路線沿道の流通業務施設の立地を可能としている が、観光施設や工場、商業施設までは対象としていない。同基準の指 定路線であることを根拠にこれらの施設まで対象を拡大するには無理 があると思う。この類型の説明には他の根拠が必要となるのではない か。	幹線道路沿道整備型において立地可能な建築物の用途は、千葉県 開発審査会提案基準による流通業務施設のほか、野田市都市計画 マスタープランで「幹線道路沿道開発誘導ゾーン」として沿道施 設や観光振興施設等を立地誘導するとしています。ご指摘のあり ました箇所は、これらを含めた表記になりますので、素案の修正 はいたしません。	修正無し
3	10～13	3 市街化調整区域における地区計画運用基準 （3）類型別の基準 決定に必要な規模要件 【幹線道路沿道整備型】 1ヘクタール以上の区域 【観光商業整備誘導型】 3ヘクタール以上の区域 【非住居系開発誘導型】 3ヘクタール以上の区域 【既存工業団地連携型】 1ヘクタール以上の区域	規模要件の最低値が小さすぎるのではないか。 国交省による都市計画運用指針（第10版）では、「地区計画の区域 面積については特段の制約はないものの、～ 一定の広がりをもった 土地の区域とすることが望ましい。」とされ、また、都市計画法第1 2条の5第1項第2号イにおける地区計画の区域は、「産業の振興に 寄与する開発行為にあっては、5ha以上」が望ましいとされてい る。 一方、本案では1～3haを最低面積としており、国の指針の2割か ら6割以下とあまりにも乖離していると思う。周辺への影響を緩和す る地区施設等の整備を勧案すると、最低面積をもっと大きくすべきで はないか。1haの地区計画では、せっかくの良好な環境を形成する ための地区計画の効果が期待できないことが懸念される。	本運用基準の策定に当たっては、千葉県が都市計画運用指針に基 づき作成した「市街化調整区域における地区計画のガイドライ ン」を参考にしており、また、他市の事例をみましても、規模要 件は0.5ヘクタールから3ヘクタール程度の数値を設定してい るケースが多く見受けられました。 当市においても、各対象ゾーンの周辺の地形や土地利用の規制状 況、また、幹線道路沿道整備型では野田市の開発許可の実績等も 参考に設定しています。以上のことから素案の修正はいたしませ ん。	修正無し
4	10～13	3 市街化調整区域における地区計画運用基準 （3）類型別の基準 地区整備計画 壁面の位置の制限 【幹線道路沿道整備型】 道路境界線：1m以上で適切な数値を定める。 【観光商業整備誘導型】 道路境界線：1m以上で適切な数値を定める。 【非住居系開発誘導型】 敷地境界線：1m以上で適切な数値を定める。 道路境界線：1m以上で適切な数値を定める。 【既存工業団地連携型】 計画区域境界線：3m以上で適切な数値を定める。 道路境界線：2m以上で適切な数値を定める。	壁面の位置の制限（区域境界沿い）を定めるべきではないか。 流通業務施設や工業系施設等の産業系施設の立地であれば、周辺への 影響を緩和するためにも、区域境界沿いの壁面後退距離を定めるべき ではないか。今回、対象地区としている区域には、周辺に民家等が散 在しており、施設の影響を緩和するためのスペースの確保が必要だ と思う。一方、本案では、既存工業団地連携型以外の類型ではその距離 が定められていない。 なお、開発許可の技術基準の一つである都市計画法施行規則第23条 の3では、（例えば）1.5ha以上5ha未満であれば最低5m以 上の緩衝帯を必要と規定している。また、隣の流山市の産業系の調整 区域地区計画の事例でも同規則以上の値を設定している。（それだけ の緩衝帯を確保するのであれば、前出の区域面積の下限も無理がある のではないか。）	壁面の位置の制限については、建築物の用途や計画地の状況等 により様々なケースが想定されるため、敷地境界、道路境界、計画 区域境界に区別することなく、必要最小限の表記をするにとど め、以下のとおり修正いたします。 なお、地区計画の策定に当たっては、運用基準(素案)3(1)共通 基準③「周辺の生活環境及び自然環境との調和を欠くおそれがな く、景観に十分配慮したものとします。」に則り、提案された地 区計画の土地利用等を確認のうえ、ご指摘のありました緩衝帯の 要否等について、都市計画法の開発許可基準や野田市宅地開発指 導要綱、その他法令等の規定を踏まえ適切な数値を定めることと します。 【幹線道路沿道整備型】 必要がある場合に1m以上で適切な数値を定める。 【観光商業整備誘導型】 必要がある場合に1m以上で適切な数値を定める。 【非住居系開発誘導型】 必要がある場合に1m以上で適切な数値を定める。 【既存工業団地連携型】 必要がある場合に1m以上で適切な数値を定める。	修正有り
5	10～12	3 市街化調整区域における地区計画運用基準 （3）類型別の基準 建築物等の用途の制限中、 「観光振興施設」「観光施設」	用語の使い分けがよくわからないので、注釈を入れたほうがよいの ではないか。	いずれも観光や地域振興等に寄与する施設を意味しており、「観 光振興施設」と表記を統一します。	修正有り

野田市市街化調整区域における
地区計画運用基準
(案)

平成 年 月
野 田 市

1 策定の目的と位置付け

(1) 策定の目的

区域区分制度は、市域を市街化を促進すべき「市街化区域」と市街化を抑制すべき「市街化調整区域」に二分するもので、都市計画の根幹として、優良な農地や豊かな自然環境の保全や、計画的な市街地整備を進める上で大きな効果を発揮してきました。

しかし、近年の少子化に伴う人口減少や急速な高齢化の進行、経済情勢の低迷など、都市を取り巻く状況の変化に伴い土地利用の在り方も変化しており、市街化調整区域においては、土地利用規制による既存集落の人口減少や、幹線道路周辺などの産業適地の開発抑制等の課題が見受けられます。

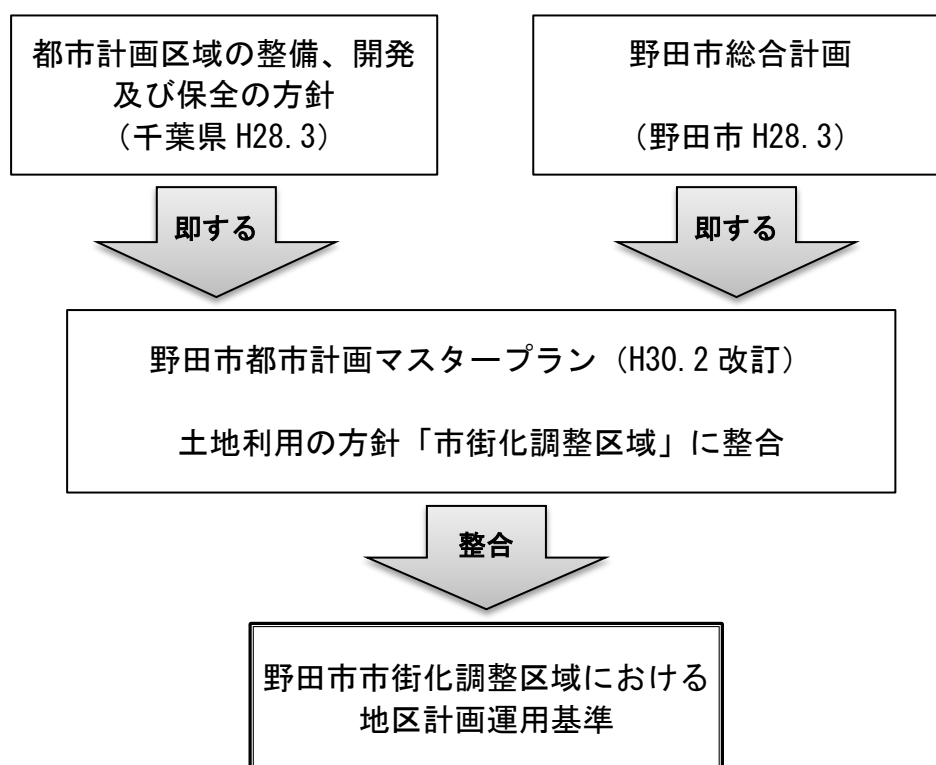
また、市域の7割以上を市街化調整区域が占める野田市においては、特に産業分野において市の活性化につなげるため、市街化調整区域の適正な土地利用を誘導することが必要です。

これらの課題に的確に対応し、市街化調整区域における土地利用の適正化を通じて、地域の活性化を図るため、「野田市市街化調整区域における地区計画運用基準」を定めるものです。

(2) 市街化調整区域における地区計画運用基準の位置付け

「野田市市街化調整区域における地区計画運用基準」は、「野田市総合計画」、「野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、「野田市都市計画マスタープラン」において定められた土地利用方針を実現するために、市街化調整区域において地区計画を誘導するための市の運用基準となります。

また、これらの計画の変更時や計画に基づく具体的な計画の策定時には、必要な見直しを行います。



2 市街化調整区域における土地利用の基本的な考え方

(1) 市街化調整区域における土地利用の方針

「野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(区域マスタープラン)及び「野田都市計画マスタープラン」において、市街化調整区域の土地利用の方針やまちづくりの目標、都市と自然が調和したまちづくりにおける土地利用に関して、次のような方針が示されており、市街化調整区域内で地区計画を活用する場合は、これらの方針を踏まえた運用を行っていくものとします。

① 「野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(区域マスタープラン)

《市街化調整区域の土地利用の方針》

- ア 優良な農地との健全な調和に関する方針
- イ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針
- ウ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針
- エ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

② 「野田都市計画マスタープラン」

《まちづくりの目標》

●将来都市像

～人のつながりがまちを変える～

みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち

●基本目標

- ① 自然環境と調和するうるおいのある都市
- ② 生き生きと健やかに暮らせる都市
- ③ 豊かな心と個性を育む都市
- ④ 安全で利便性の高い快適な都市
- ⑤ 市民がふれあい協働する都市
- ⑥ 活力とにぎわいに満ちた都市

《部門別方針》

●都市と自然が調和したまちづくり ～土地利用の方針～

○基本方針

- (1) 自然環境と調和したコンパクトな市街地の形成
- (2) ゆとりと落ち着きのある住宅地の形成
- (3) にぎわいと趣のある商業地の形成
- (4) 新たなインパクトの活用によるにぎわいや魅力を創出する土地利用の推進

○主な土地利用ごとの具体的な方針

- (1) 都市的土地利用
- (2) 自然的土地利用
- (3) その他

都市の活性化を担う市街化調整区域の都市的土地利用

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域ですが、幹線道路沿道などで一定規模以上の土地における流通業務、観光、レクリエーション等を主体とする非住居系の開発地又は既存の工業地周辺の一定規模以上の土地における製造業等の工業系の土地利用で、地域の振興、又は発展

に寄与し、必要な公共公益施設を整備しつつ、周辺の自然環境、景観と調和する良好な開発を誘導する場合などにおいては、地区計画を定め、市街化調整区域の適正な土地利用の形成を図ります。

(2) 市街化調整区域における地区計画の運用に当たっての基本的な考え方

地区計画は、住民や関係地権者の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画です。

「市街化を抑制すべき区域」という市街化調整区域の基本理念、性格を変えるものではなく、地区計画の策定に当たっては、区域の周辺における市街化を促進することがないことに加え、周辺環境との調和を図ることも重要となります。

そこで本市の市街化調整区域における地区計画運用基準の基本的な考え方は、市街化調整区域における土地利用方針に基づいて、幹線道路の沿道や土地利用を検討すべき大規模未利用地、インターチェンジに近接する地区などへの都市的土地利用の適正な誘導による地域振興及び雇用創出、または、観光資源の活用やレクリエーションを目的とした必要な施設の立地を誘導するものです。

(3) ゾーンにおける土地利用方針

市街化調整区域における土地利用方針に沿って四つのゾーンに区分し、それぞれの土地利用誘導の考え方及び土地利用を誘導する区域を次のとおりとします。

【幹線道路沿道開発誘導ゾーン】

広域交通の特性を活かし、流通業務施設や沿道施設、観光振興施設等の立地を誘導することで、広域幹線道路の沿道に相応しい土地利用を図ります。

【観光商業整備誘導ゾーン】

観光、商業、レクリエーションなどを主体とする施設の立地を誘導することにより、交流人口の拡大や地域振興を図ります。

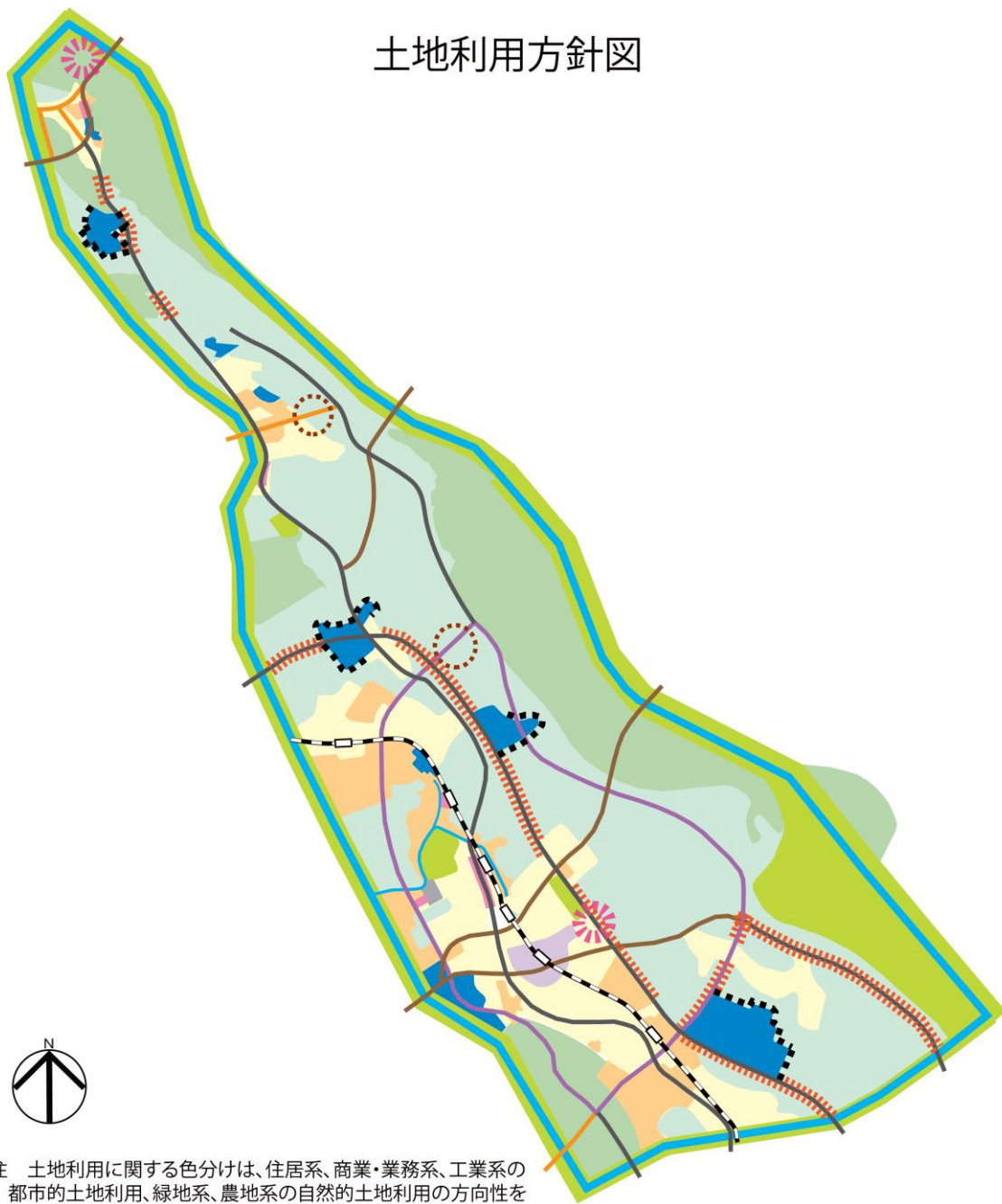
【非住居系開発誘導ゾーン】

工場、研究所、流通業務施設、観光振興施設などの立地を周辺環境と調和した計画のもとに誘導し、持続可能な地域振興を図ります。

【既存工業団地連携誘導ゾーン】

既存の産業集積との連携性を活かした産業関連施設の立地を誘導し、産業拠点としての更なる機能向上を図ります。

土地利用方針図



注 土地利用に関する色分けは、住居系、商業・業務系、工業系の都市的土地利用、緑地系、農地系の自然的土地利用の方向性を示すもので、12種類の用途地域と対応するものではありません。

凡 例

- | | | | |
|-------|---------------|--|-------------|
| | 既存工業団地連携誘導ゾーン | | 観光商業整備誘導ゾーン |
| | 幹線道路沿道開発誘導ゾーン | | 非住居系開発誘導ゾーン |
| | 工業地 | | |

(野田市都市計画マスタープラン「土地利用方針図」を一部加工したものです。)

3 市街化調整区域における地区計画運用基準

(1) 共通基準

- ① 地区計画は、原則として野田市総合計画、野田市都市計画マスタープラン等の上位計画の土地利用方針及び市街化調整区域における土地利用方針と整合が図られているものとします。また、千葉県定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に定める人口フレーム及び産業フレームの範囲内のものであることとします。
- ② 地区計画は、開発行為等による計画的な市街地整備、地区施設等の整備等が確実に見込まれる必要最小限の区域とします。
- ③ 地区計画は、給排水計画、交通施設等の諸計画に即した配置、規模及び形態とします。また、周辺の生活環境及び自然環境との調和を欠くおそれがなく、景観に十分配慮したものとします。
- ④ 必要に応じ建築基準法第68条の2第1項の規定に基づく条例に位置付けます。
- ⑤ 地区計画の区域には、原則として次に掲げる地域、地区等を含めないこととします。
 - ア 農業振興地域の農用地区域、集団的優良農地、農業生産性の高い農地又は土地基盤整備事業の完了、実施中若しくは計画中の受益区域内に含まれる農地
 - イ 集落地域整備法第3条に規定する集落地域
 - ウ 農地法による農地転用が許可されないと見込まれる農地
 - エ 保安林、保安施設地区、保安林予定森林、保安林施設予定地区又は保安林整備計画において保安林の指定が計画されている土地の区域
 - オ 自然環境保全法の指定地域及び自然公園法の特別地域
 - カ 県立自然公園特別地域又は県自然環境保全地域
 - キ 砂防指定地、地すべり防止地区、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、河川の氾濫区域又は湛水、土砂流出、地すべり等により災害の危険が大きいと想定される区域
 - ク 近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、鳥獣保護区特別保護地区その他緑地として特に保全すべき土地
 - ケ 国、県又は市指定の史跡若しくは名勝、天然記念物に係る地域又は県指定の旧跡若しくは選定重要遺跡に係る地域
 - コ 廃棄物最終処分地等の都市的土地利用不適地
 - サ その他他の法令による規制がされている地域で、地区計画を定めることが適当でないと認められる区域
- ⑥ 地区計画の原案は、都市計画法第21条の2の規定による都市計画の決定又は変更の提案によるものとします。

(2) 地区計画の類型

市街化調整区域における土地利用の方針及び市が定める計画や方針を踏まえ、市街化調整区域における地域の振興又は発展を目的とする土地利用を実現するため、本市で活用する地区計画の類型とその基準を次のとおり定めます。

類 型	地区計画の基本的な考え方
幹線道路沿道整備型	市内の国道16号、県道我孫子関宿線（一部の区間）、結城野田線（一部の区間）及び都市計画道路今上木野崎線（一部の区間）は、千葉県開発審査会提案基準における指定路線となっており、物流施設等の流通業務施設が立地可能となっています。 これらの沿道については、地区計画の策定により広域交通の特性を活かし、流通業務施設や沿道施設、観光振興施設等の立地を誘導することで、広域幹線道路の沿道に相応しい土地利用を図ります。
観光商業整備誘導型	既に立地している野田市の集客力を高める複合施設地区や関宿地域の観光交流拠点である関宿城博物館周辺において、観光・レクリエーションを主体とする施設の立地を可能とすることにより、交流人口の拡大や地域振興を図るものとします。
非住居系開発誘導型	市街化調整区域における市街化を促進しない一定規模以上の計画的な開発は、地域振興、雇用創出、税収等に寄与することから、工場、研究所、流通業務施設、観光振興施設などの立地を周辺環境と調和した計画の下、都市計画マスタープランに位置付けられた都市計画道路次木古布内線及び市道船形吉春線沿線に誘導し、持続可能な地域振興を図ります。
既存工業団地連携型	野田市には、用途地域を工業専用地域とする中里工業団地、南部工業団地、野田工業団地及び関宿はやま工業団地が存在します。 また、泉地区には土地区画整理事業により良好な工業地が形成されています。これらの工業地は、市の産業拠点として多様な業種の産業集積が図られています。 既存工業地に接する市街化調整区域においては、一定の企業集積が進んだ段階での市街化編入を前提に、地区計画の策定により、既存の産業集積との連携性を活かした産業関連施設の立地を誘導し、産業拠点としての更なる機能向上を図ります。

(3) 類型別の基準

※網掛け部分は修正前の文言です。

地区計画の類型		幹線道路沿道整備型
土地利用方針における名称		幹線道路沿道開発誘導ゾーン
決定できる区域		国道16号及び高速道ICから5kmの区域内の県道我孫子関宿線、結城野田線及び都市計画道路今上木野崎線の各一部の沿道
決定に必要な規模要件		1ヘクタール以上の区域
地区計画の目標・土地利用方針		広域幹線道路の沿道区域において、優れた交通利便性に伴う高い土地利用の可能性を活かし、産業振興や地域雇用の促進につなげる観点から適切に定める。
地区整備計画	地区施設	道路、公園緑地等の地区施設については、周辺の自然環境や公共施設の整備状況等を勘案するとともに、都市計画法第33条、野田市宅地開発指導要綱等を踏まえ適切に定める。
	建築物等の用途の制限	(1) 立地可能な建築物の用途は、流通業務施設（流通加工を含む。）及び都市計画法施行令第29条の7第1号に規定する沿道サービス施設並びにこれらに附属する施設、観光振興施設、工場、商業施設等を基本として適切に定める。（建築基準法別表第2（ほ）項第2号及び第3号、（り）項第2号及び第3号に掲げるものは除外する。） (2) 周辺環境を悪化させるおそれのある施設の立地は規制する。（廃棄物処理施設、危険物処理施設等）
	容積率の最高限度	200%以下で適切な数値を定める。
	建蔽率の最高限度	60%以下で適切な数値を定める。
	敷地面積の最低限度	1,000㎡以上の数値で適切に定める。
	壁面の位置の制限	道路境界線：1m以上で適切な数値を定める。 必要がある場合に1m以上で適切な数値を定める。
	建築物等の高さの最高限度	必要がある場合に、適切な数値を定める。
	建築物等の形態・意匠の制限	必要がある場合に、適切に定める。
	かき・さくの構造の制限	必要がある場合に、適切な構造を定める。

※網掛け部分は修正前の文言です。

地区計画の種類		観光商業整備誘導型
土地利用方針における名称		観光商業整備誘導ゾーン
決定できる区域		都市計画マスタープランにおける野田市の集客力を高める複合施設地区や関宿城博物館周辺とする。
決定に必要な規模要件		3ヘクタール以上の区域
地区計画の目標・土地利用方針		野田市の集客力を高める複合施設地区や関宿城博物館周辺において、良好な交通アクセスや観光需要を活かし、交流人口の拡大や地域経済の活性化につなげる観点から適切に定める。
地区整備計画	地区施設	道路、公園緑地等の地区施設については、周辺の自然環境や公共施設の整備状況等を勘案するとともに、都市計画法第33条、野田市宅地開発指導要綱等を踏まえ適切に定める。
	建築物等の用途の制限	(1) 立地可能な建築物の用途は、 観光施設、観光振興施設 、商業施設、飲食店、宿泊施設、観光農園、食品加工施設及びレクリエーション施設並びにこれらに附属する施設を基本として適切に定める。(建築基準法別表第2(ほ)項第2号及び第3号、(り)項第2号及び第3号に掲げるものは除外する。) (2) 周辺環境を悪化させるおそれのある施設の立地は規制する。(廃棄物処理施設、危険物処理施設等)
	容積率の最高限度	200%以下で適切な数値を定める。
	建蔽率の最高限度	60%以下で適切な数値を定める。
	敷地面積の最低限度	必要に応じ適切に定める。
	壁面の位置の制限	道路境界線：1m以上で適切な数値を定める。 必要がある場合に1m以上で適切な数値を定める。
	建築物等の高さの最高限度	必要がある場合に、適切な数値を定める。
	建築物等の形態・意匠の制限	必要がある場合に、適切に定める。
かき・さくの構造の制限		必要がある場合に、適切な構造を定める。

※網掛け部分は修正前の文言です。

地区計画の種類		非住居系開発誘導型
土地利用方針における名称		非住居系開発誘導ゾーン
決定できる区域		都市計画マスタープランに位置付けられた都市計画道路次木古布内線及び市道船形吉春線沿線
決定に必要な規模要件		3ヘクタール以上の区域
地区計画の目標・土地利用方針		工場、研究所、流通業務施設、観光振興施設などの立地を周辺環境と調和した計画の下誘導し、地域振興及び雇用創出につなげる観点から適切に定める。
地区整備計画	地区施設	道路、公園緑地等の地区施設については、周辺の自然環境や公共施設の整備状況等を勘案するとともに、都市計画法第33条、野田市宅地開発指導要綱等を踏まえ適切に定める。
	建築物等の用途の制限	(1) 立地可能な建築物の用途は、工場、研究所、流通業務施設(流通加工を含む。)、観光施設 観光振興施設 及びレクリエーション施設並びにこれらに附属する施設を基本として適切に定める。(建築基準法別表第2(ほ)項第2号及び第3号、(り)項第2号及び第3号に掲げるものは除外する。) (2) 周辺環境を悪化させるおそれのある施設の立地は規制する。(廃棄物処理施設、危険物処理施設等)
	容積率の最高限度	200%以下で適切な数値を定める。
	建蔽率の最高限度	60%以下で適切な数値を定める。
	敷地面積の最低限度	1,000㎡以上の数値で適切に定める。
	壁面の位置の制限	敷地境界線：1m以上で適切な数値を定める。 道路境界線：1m以上で適切な数値を定める。 必要がある場合に1m以上で適切な数値を定める。
	建築物等の高さの最高限度	必要がある場合に、適切な数値を定める。
	建築物等の形態・意匠の制限	必要がある場合に、適切に定める。
	かき・さくの構造の制限	必要がある場合に、適切な構造を定める。

※網掛け部分は修正前の文言です。

地区計画の種類		既存工業団地連携型
土地利用方針における名称		既存工業団地連携誘導ゾーン
決定できる区域		既存の工業地（工業専用地域）の周辺
決定に必要な規模要件		1ヘクタール以上の区域
地区計画の目標・土地利用方針		既存の工業地（工業専用地域）の周辺部において、既存の産業集積との連携や良好な交通アクセス等を活かし、更なる産業振興や雇用促進につなげる観点から適切に定める。
地区整備計画	地区施設	道路、公園緑地等の地区施設については、周辺の自然環境や公共施設の整備状況等を勘案するとともに、都市計画法第33条、野田市宅地開発指導要綱等を踏まえ適切に定める。
	建築物等の用途の制限	(1) 立地可能な建築物の用途は、工場、研究所及び流通業務施設（流通加工を含む。）並びにこれらに附属する施設を基本として適切に定める。 (2) 周辺環境を悪化させるおそれのある施設の立地は規制する。（廃棄物処理施設、危険物処理施設等） (3) 住宅及び共同住宅を除外する。
	容積率の最高限度	200%以下で適切な数値を定める。
	建蔽率の最高限度	60%以下で適切な数値を定める。
	敷地面積の最低限度	1,000㎡以上の数値で適切に定める。
	壁面の位置の制限	計画区域境界線：3m以上で適切な数値を定める。 道路境界線：2m以上で適切な数値を定める。 必要がある場合に1m以上で適切な数値を定める。
	建築物等の高さの最高限度	必要がある場合に、適切な数値を定める。
	建築物等の形態・意匠の制限	必要がある場合に、適切に定める。
	かき・さくの構造の制限	必要がある場合に、適切な構造を定める。

地区区分図

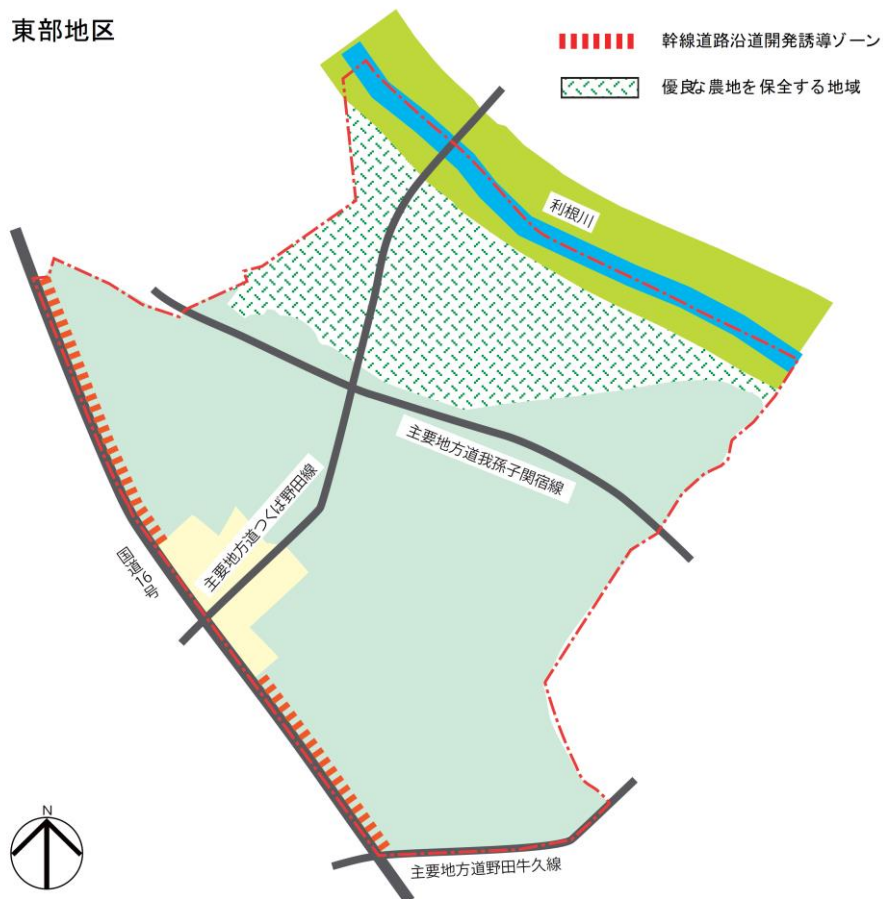


※「野田市都市計画マスタープラン」の地区別方針図を一部加工したものです。

中央地区



東部地区



南部地区

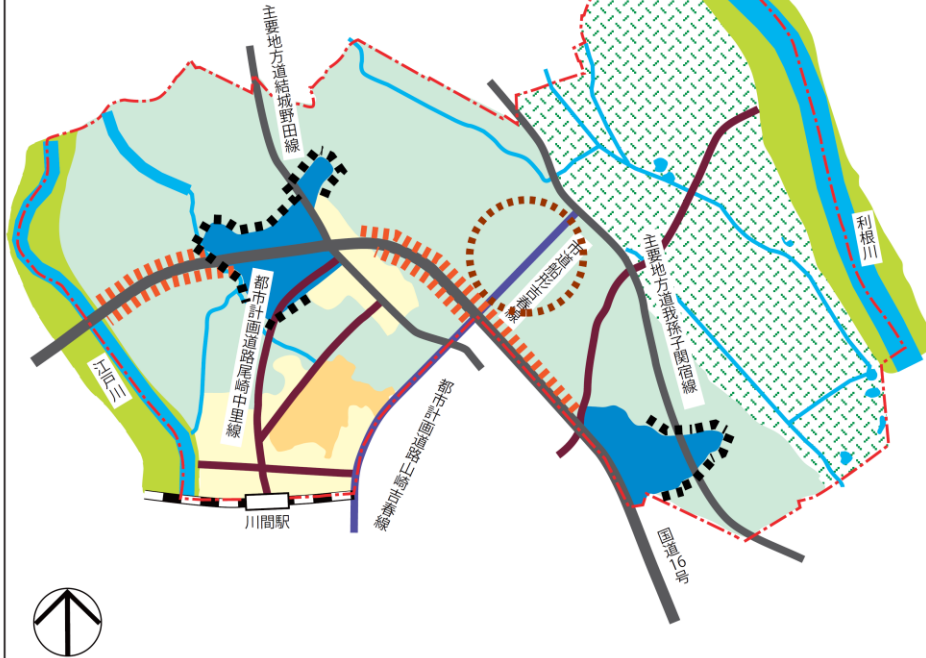


北部地区



川間地区

-  非住居系開発誘導ゾーン
-  工業を主体とした地域
-  幹線道路沿道開発誘導ゾーン
-  優良な農地を保全する地域
-  既存工業団地連携誘導ゾーン

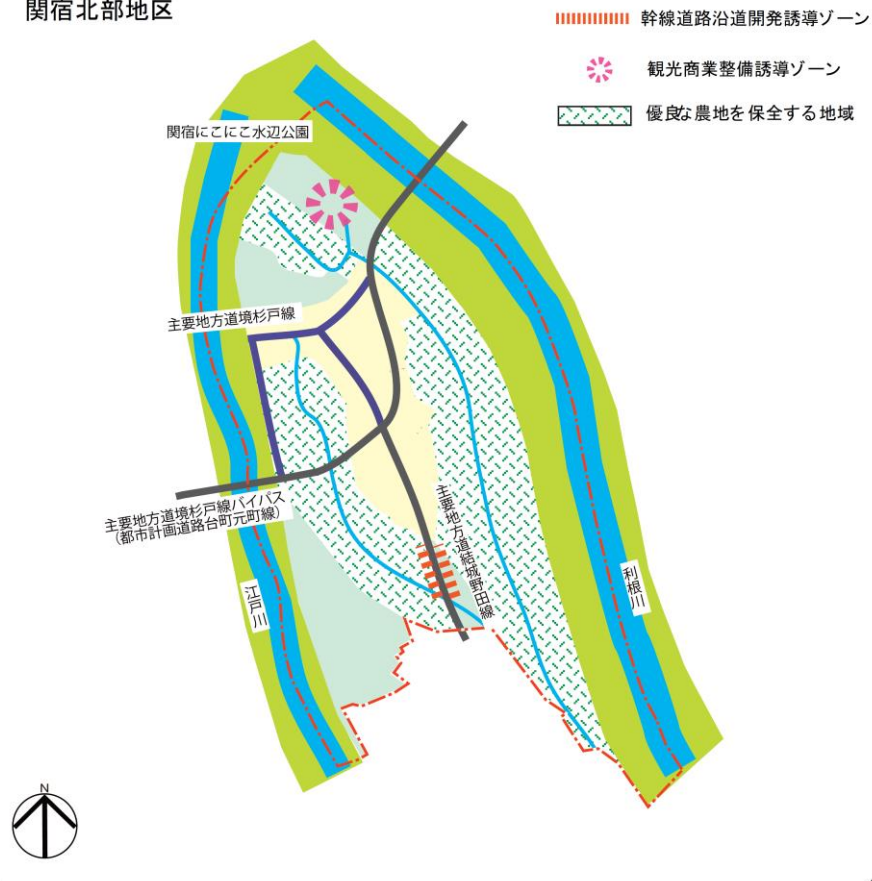


福田地区

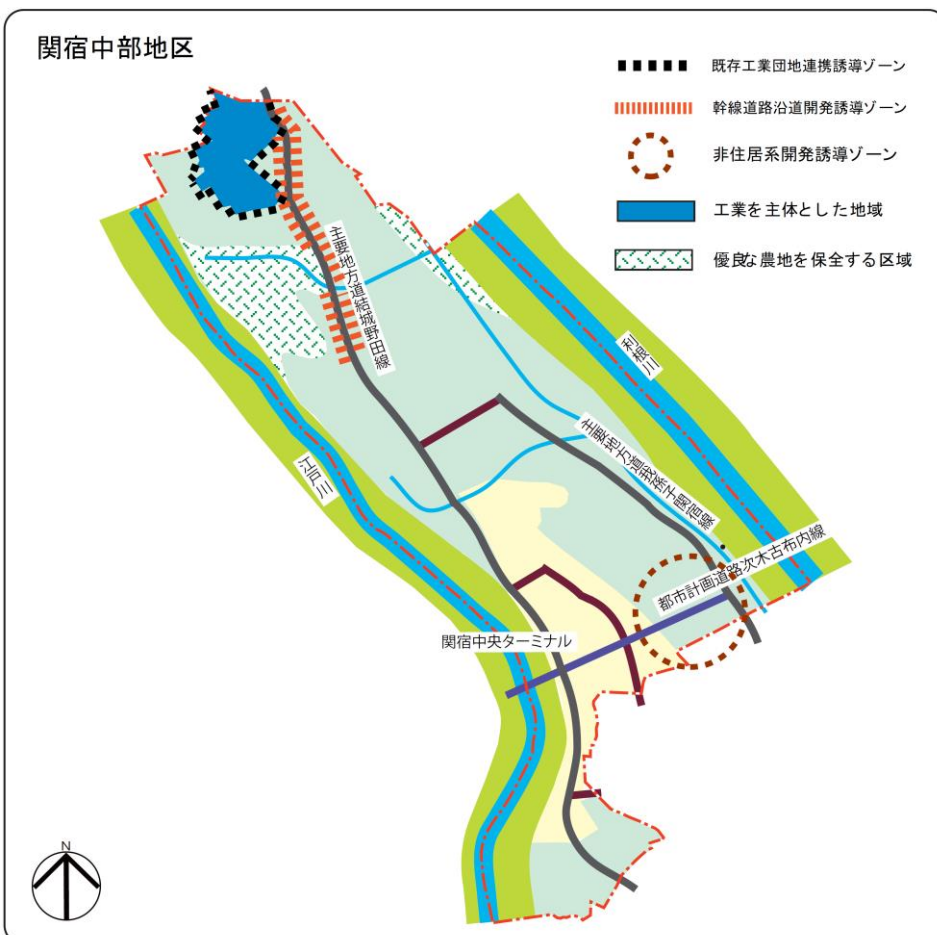
-  既存工業団地連携誘導ゾーン
-  幹線道路沿道開発誘導ゾーン
-  工業を主体とした地域



関宿北部地区

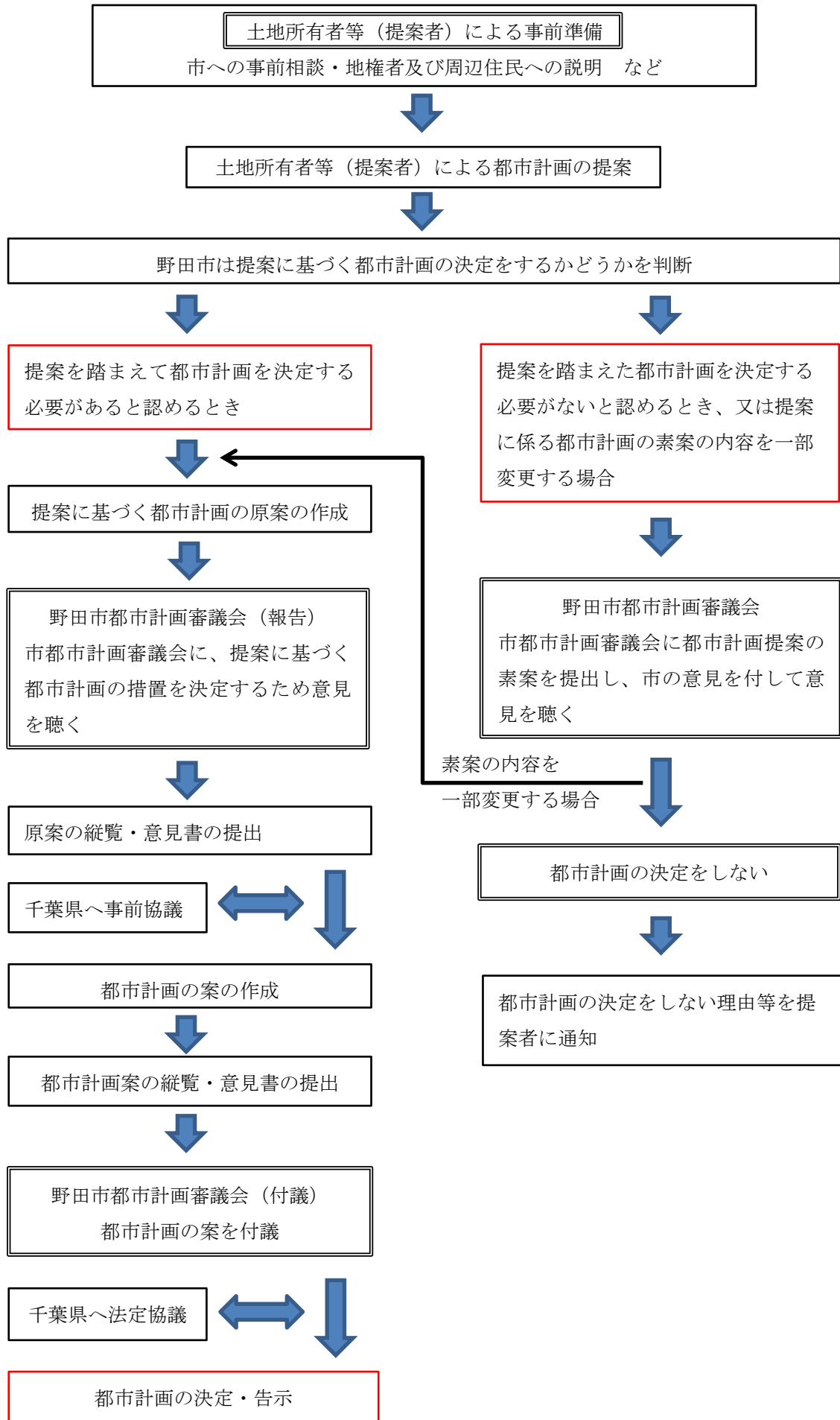


関宿中部地区

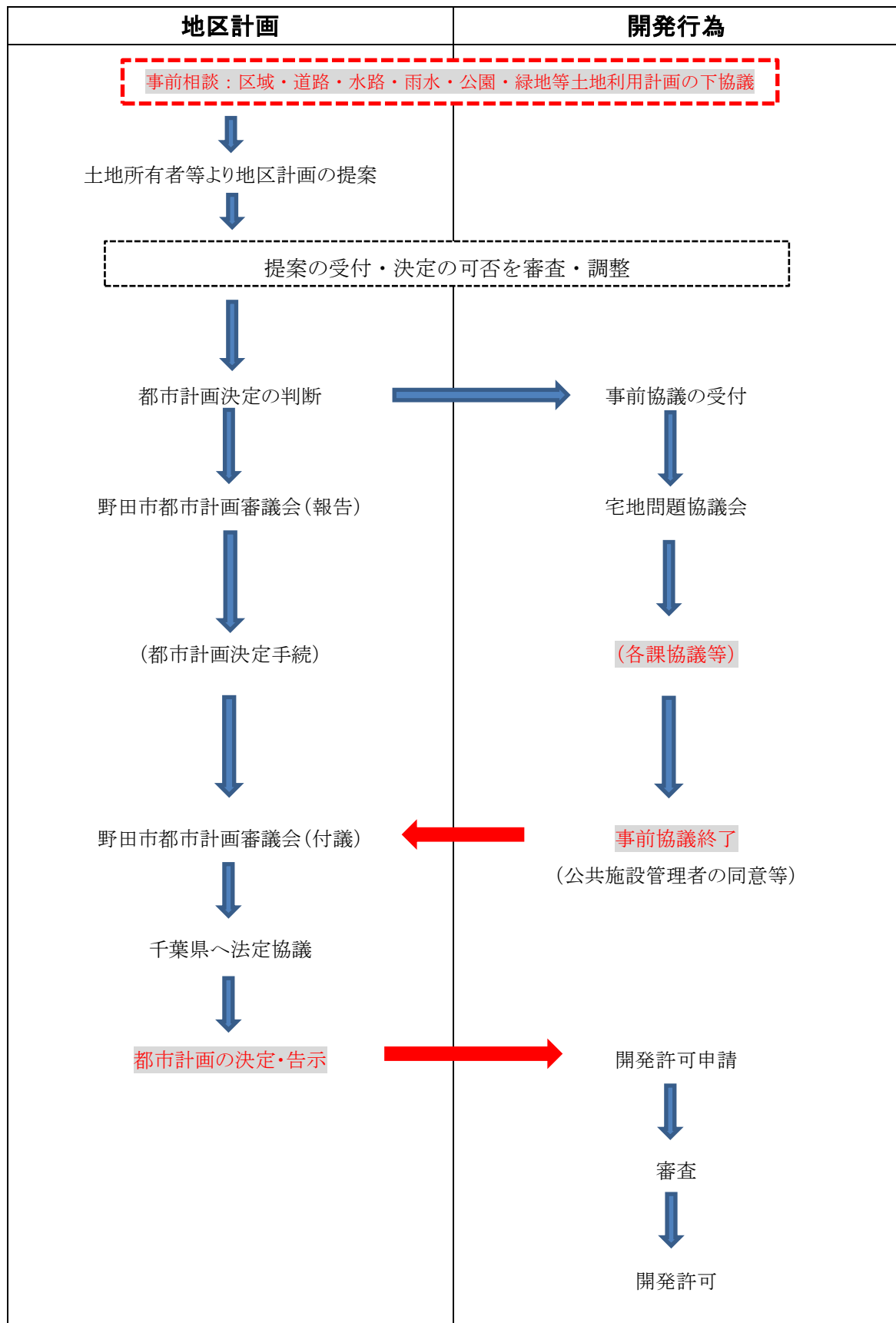


※関宿南部地区に該当箇所はありません。

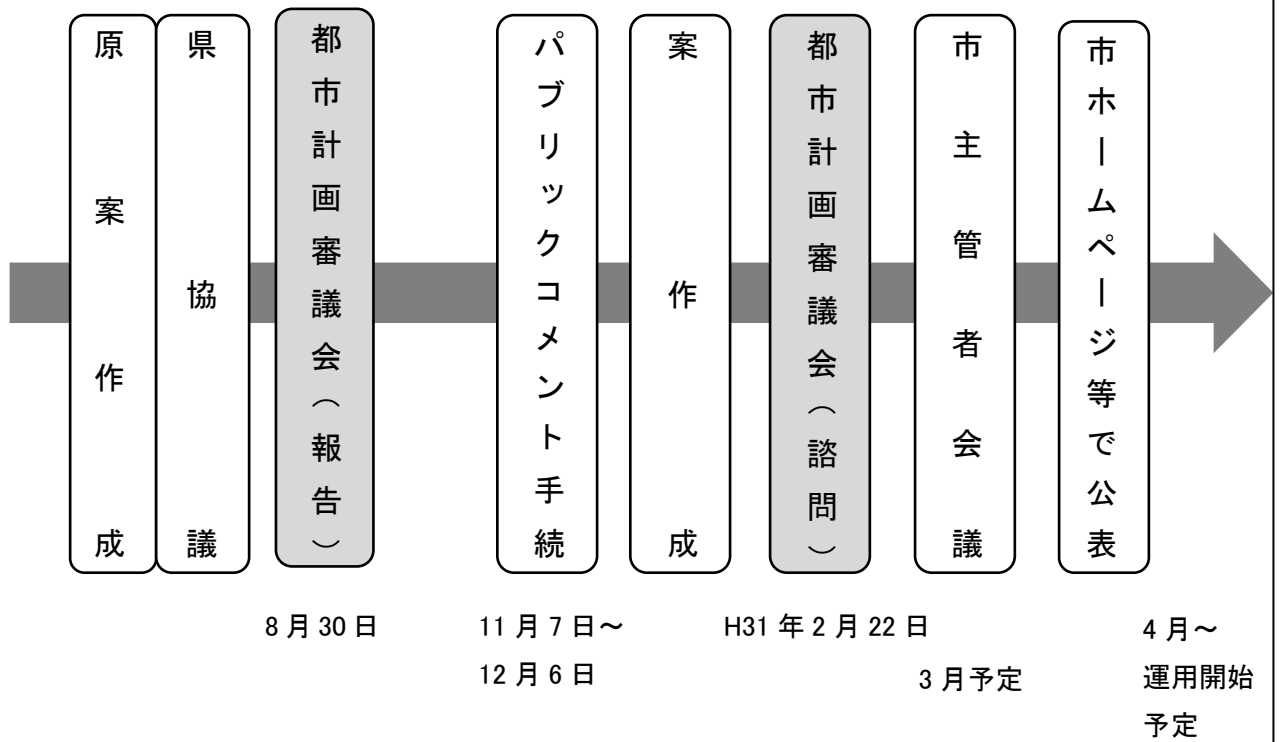
都市計画の提案制度のフロー（地区計画）



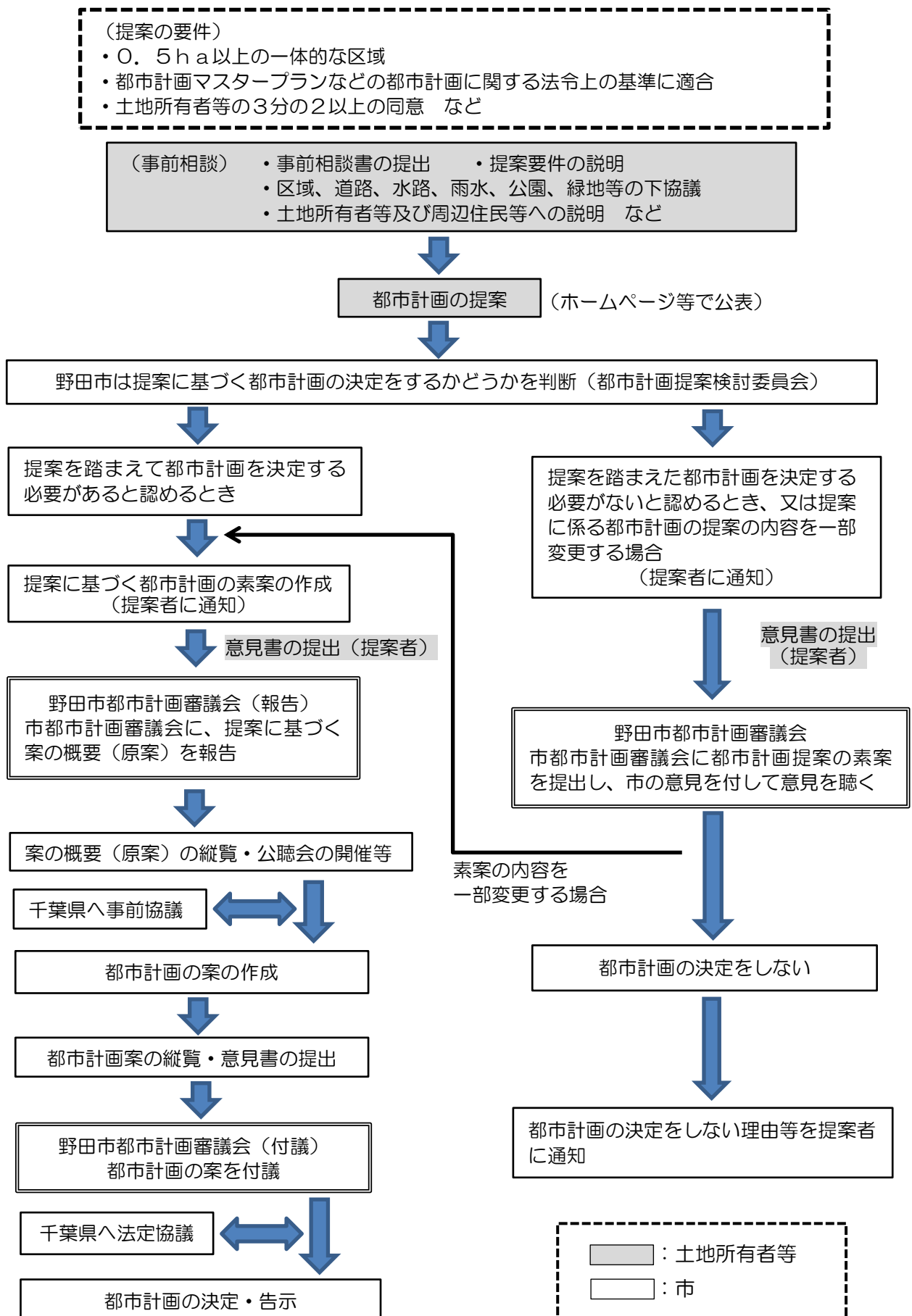
地区計画と開発行為の手続フロー



市街化調整区域における地区計画運用基準スケジュール



都市計画の提案制度のフロー(案)



第 3 章 部門別方針

3-1 都市と自然が調和したまちづくり

3) 主な土地利用ごとの具体的な方針

(3) その他

都市の活性化を担う市街化調整区域の都市的土地利用

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域ですが、幹線道路沿道などで一定規模以上の土地における流通業務、観光、レクリエーション等を主体とする非住居系の開発地、または、既存の工業地周辺の一定規模以上の土地における製造業等の工業系の土地利用で、地域の振興又は発展に寄与し、必要な公共公益施設を整備しつつ、周辺の自然環境、景観と調和する良好な開発を誘導する場合などにおいては地区計画を定め、市街化調整区域の適正な土地利用の形成を図ります。

【幹線道路沿道開発誘導ゾーン】

広域交通の特性を活かし、流通業務施設や沿道施設、観光振興施設等の立地を誘導することで、広域幹線道路の沿道に相応しい土地利用を図ります。

【観光商業整備誘導ゾーン】

観光・商業・レクリエーションなどを主体とする施設の立地を誘導することにより、交流人口の拡大や地域振興を図ります。

【非住居系開発誘導ゾーン】

工場、研究所、流通業務施設及び観光振興施設などの立地を周辺環境と調和した計画のもと誘導し、持続可能な地域振興を図ります。

【既存工業団地連携誘導ゾーン】

既存の産業集積との連携性を活かした産業関連施設の立地を誘導し、産業拠点としての更なる機能向上を図ります。

宅地開発技術基準

3. 公園緑地等

【5】緩衝帯

- (1) 騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがある予定建築物の建築又は建築の用に供する目的で行う宅地開発事業にあつては、次の区分により開発区域の境界に沿ってその内側に緑地帯その他の緩衝帯を配置すること。

開発区域面積	緩衝帯の幅
1 ha以上 1.5 ha未満	4 m
1.5 ha以上 5 ha未満	5 m
5 ha以上 15 ha未満	10 m
15 ha以上 25 ha未満	15 m
25 ha以上	20 m